

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="font-size: small;">発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目 次

告 示	ページ
○高知県議会定例会の招集 (政策企画課)	1
○特定計量器の定期検査の実施 (2件) (工業振興課)	1
○保安林の指定 (2件) (治山林道課)	3
○公共測量の終了の通知 (4件) (用地対策課)	3
公 告	
○森林病虫害等防除法による命令の内容 となる事項 (伐倒及び薬剤による防 除) (木材増産推 進課)	4
○森林病虫害等防除法による命令の内容 となる事項 (薬剤による防除) ( " )	4
正 誤	
◎正誤 (令4・12・27付け 告示ほか)	5

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第67号**

高知県議会定例会を、令和5年2月21日に高知県議会議事堂に招集する。  
令和5年2月14日  
高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第68号**

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。  
令和5年2月14日  
高知県知事 濱田 省司

- 1 指定の場所で行う定期検査  
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
宿毛市	令和5年4月24日	午後1時30分から 午後3時30分まで	宿毛市小筑紫支所 (特別養護老人ホーム千寿園)

"	令和5年4月25日	午前9時30分から 午前11時45分まで 及び午後1時から 午後3時30分まで	宿毛市総合運動公園 園体育館
"	令和5年4月26日	午前9時から午前 11時45分まで及び 午後1時から午後 3時30分まで	宿毛市中央支所 (旧宿毛市役所)
"	令和5年4月27日	午前9時から正午 まで及び午後1時 から午後2時30分 まで	宿毛市立きぼうが 丘保育園
"	"	午前9時から午前 11時まで	すくも湾漁業協同 組合沖の島支所
"	"	午前11時30分 から正午まで	すくも湾漁業協同 組合弘瀬出張所
黒潮町	令和5年5月15日	午前11時から午前 11時45分まで及び 午後1時から午後 4時まで	黒潮町役場佐賀支 所
"	令和5年5月16日	午前9時30分 から午前11時45分 まで及び午後1時 から午後4時まで	黒潮町役場本庁
三原村	令和5年5月17日	午前9時30分 から午前11時まで	三原村農業構造改 善センター
大月町	"	午後2時から午後 3時30分まで	すくも湾漁業協同 組合柏島支所
"	令和5年5月18日	午前9時から正午 まで	大月町役場
土佐清水市	令和5年5月29日	午後1時から午後 2時まで	以布利漁民センタ ー
"	"	午後3時から午後	土佐清水市下ノ加

"	令和5年5月30日	4時30分まで 午前10時から午前 11時まで	江市民センター 足摺岬区長場
"	"	午後1時から午後 2時まで	窪津区長場
"	"	午後3時から午後 4時まで	中浜区長場
"	令和5年5月31日	午前9時30分 から午前10時30分 まで	土佐清水市三崎市 民センター
"	"	午前11時から正午 まで	土佐清水市下川口 市民センター
"	"	午後2時から午後 4時まで	土佐清水市役所
"	令和5年6月1日	午前9時から正午 まで	"
香南市	令和5年6月7日	午前10時から午前 11時45分まで	香南市佐古防災コ ミュニティーセン ター
"	令和5年6月8日	午前10時から午前 11時45分まで及び 午後1時から午後 2時まで	香南市赤岡保健セ ンター
"	令和5年6月12日	午前10時から午前 11時45分まで及び 午後1時から午後 2時30分まで	香南市のいちふれ あいセンター
"	令和5年6月13日	午前10時から午前 11時30分まで	香南市岸本防災コ ミュニティーセン ター
"	"	午後1時から午後 2時まで	香南市吉川防災コ ミュニティーセン ター

〃	令和5年6月14日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	香南市香我美庁舎	〃	令和5年8月2日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時まで	高知県農業協同組合仁淀川地区土佐市営農経済センター高岡集出荷場		月14日	11時30分まで			
〃	令和5年6月15日	午前10時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで	香南市夜須中央公民館	〃	令和5年8月3日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時まで	〃		令和5年10月2日	午後1時30分から午後3時まで	高知県農業協同組合幡多地区中村東部出張所		
香美市	令和5年6月19日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	香美市物部支所	仁淀川町	令和5年9月4日	午前11時から正午まで	仁淀川町役場名野川出張所		〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	下田地区集会所	
〃	令和5年6月20日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時まで	香美市香北支所	〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	仁淀川町池川総合支所下土居駐車場		〃	令和5年10月4日	午前9時から午前10時まで	口屋内集出荷施設	
〃	令和5年6月21日	午前10時から午前11時30分まで	香美市立農山村コミュニティセンター	〃	令和5年9月5日	午前11時から正午まで	仁淀川町仁淀総合支所		〃	〃	午前11時から午前11時45分まで及び午後1時から午後4時まで	四万十市西土佐総合支所	
〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	片地地区多目的集会所	〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	仁淀川町役場		〃	令和5年10月10日	午後1時15分から午後3時まで	マルナカ四万十店	
〃	令和5年6月22日	午前9時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時30分まで	高知県中央東福祉保健所	いの町	令和5年9月7日	午前10時30分から午前11時30分まで	波川公民館		〃	令和5年10月11日	午前9時30分から午前11時30分まで	中筋小学校体育館	
土佐市	令和5年7月31日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時30分まで	高知県農業協同組合仁淀川地区戸波支所戸波集出荷場	〃	令和5年9月11日	午前11時から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	いの町本川総合支所		〃	〃	午後1時から午後4時まで	四万十市役所	
〃	令和5年8月1日	午前10時から午前10時45分まで	新居コミュニティーセンター	〃	令和5年9月12日	午前11時から正午まで	すばーく吾北		〃	令和5年10月12日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	〃	
〃	〃	午前11時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	USAくろしおセンター	〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	吾北中央公民館		土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美	令和5年4月1日から同年12月25日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県工業技術センター	
〃	〃	〃	〃	〃	令和5年9月13日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時まで	すこやかセンター伊野		〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	令和5年9月	午前10時から午前	〃		〃	〃	〃	〃	

市、いの町、仁淀川町、大月町、三原村及び黒潮町	年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)		
-------------------------	--------------------------	--	--

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 特定計量器の種類

非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

(2) 検査対象区域

土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、いの町、仁淀川町、大月町、三原村及び黒潮町

(3) 検査年月日

令和5年4月1日から同年12月25日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第69号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和5年2月14日

高知県知事 濱田 省司

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
室戸市、安芸市、南国市、須崎市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路	令和5年10月17日及び18日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県工業技術センター

村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、中土佐町、佐川町、越知町、檜原町、日高村、津野町及び四万十町			
--	--	--	--

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 特定計量器の種類

皮革面積計

(2) 検査対象区域

室戸市、安芸市、南国市、須崎市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、中土佐町、佐川町、越知町、檜原町、日高村、津野町及び四万十町

(3) 検査年月日

令和5年10月17日及び18日

高知県告示第70号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年2月14日

高知県知事 濱田 省司

1 指定に係る保安林の所在場所

高岡郡中土佐町久礼字中イジリノ3936の1、3937の3、字ウシロ山7324の1、7325の1、7326、7327

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中イジリノ3936の1・3937の3・字ウシロ山7324の1

・7325の1・7326・7327（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第71号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年2月14日

高知県知事 濱田 省司

1 指定に係る保安林の所在場所

高岡郡津野町永野字下モ駄場723の1、字巳屋ノ谷740の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下モ駄場723の1・字巳屋ノ谷740の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第72号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和4年5月高知県告示第497号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年11月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年2月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第73号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和4年7月高知県告示第632号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和4年12月16日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年2月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第74号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和4年9月高知県告示第751号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和4年11月30日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年2月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第75号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和4年10月高知県告示第795号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和4年12月5日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年2月14日

高知県知事 濱田 省司

公 告

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和5年2月14日

高知県知事 濱田 省司

1 区域及び期間

(1) 区域

高知市、安芸市、土佐清水市、安芸郡安田町及び芸西村並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

令和5年2月14日から令和6年3月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額を知事がその者から徴収することがある。



森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和5年2月14日

高知県知事 濱田 省司

1 区域及び期間

(1) 区域

土佐清水市並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存す

る松林の区域のうち、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

令和5年2月14日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令4・12・27	号外85	○告示	3	左 (2)	吾川郡いの町下八川字布山丁5552、 <u>丁5553</u>	吾川郡いの町下八川字布山丁5552、 <u>5553</u>
		◎公安委員会告示	5	右 (28)	次のように改正し、 <u>令和5年1月4日から施行する。</u>	次のように改正する。